

第9回 佐波川流域治水協議会 出席者名簿

令和7年10月8日

委員

機 関	委員		代理出席者	
山口市	市長	伊藤 和貴	副市長	田中 和人
防府市	市長	池田 豊	—	—
周南市	市長	藤井 律子	副市長	道源 敏治
山口県	土木建築部長	仙石 克洋	—	—
林野庁 近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長	伊藤 慎一	—	欠席
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	山口水源林整備事務所長	宮本 忠輔	—	—
気象庁 福岡管区気象台	下関地方気象台長	別府 寿男	—	—
国土交通省 中国地方整備局	山口河川国道事務所長	田村 桂一	—	—

オブザーバー

機 関	オブザーバー		代理出席者	
山口県	農林水産部農村整備課 計画調整班長	杉村 光広	主任	梶山 淳
山口県	農林水産部森林整備課 治山林道班長	三浦 秀仁	—	—
農林水産省 中国四国農政局	地方参事官	佐々木 一郎	農村振興部設計課 事業計画管理官	千田 裕司

事務局

機 関	事務局員	
山口県	山口河川国道事務所 河川管理課長	熊本 勝史
	山口河川国道事務所 河川管理課 河川管理係長	東屋 俊
	山口河川国道事務所 河川管理課 管理第二係長	富村 恒平
	山口河川国道事務所 河川管理課 技官	栗田 常利

第9回佐波川流域治水協議会

議事次第

日時：令和7年10月8日(水) 15:30～1時間程度

場所：山口河川国道事務所第1会議室 防府市国衙1丁目10番20号

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・佐波川流域治水協議会規約の一部改正について
- ・流域治水プロジェクト進捗状況について
- ・特定都市河川の指定時期等について
- ・その他

4. 閉 会

【配付資料】

資料-1 議事次第

資料-2 佐波川流域治水協議会（規約）新旧対照表

資料-3 流域治水プロジェクト進捗状況について

資料-4 特定都市河川の指定時期等について

資料-5 その他

佐波川流域治水協議会 規約(旧)	佐波川流域治水協議会 規約(新)
佐波川流域治水協議会 規約	佐波川流域治水協議会 規約 (改定案)
第1条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。	第1条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。
第2条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。	第2条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。
第3条 協議会の構成 1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第1項によるもの及び別表3に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。	第3条 協議会の構成 1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第1項によるもの及び別表3に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。
第4条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第2項によるもの及び別表3に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。	第4条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第2項によるもの及び別表3に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。
第5条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項	第5条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項
第6条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。 2. 幹事会は原則非公開とする。	第6条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。 2. 幹事会は原則非公開とする。
第7条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。	第7条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

佐波川流域治水協議会 規約(旧)	佐波川流域治水協議会 規約(新)
第 8 条 事務局 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。	第 8 条 事務局 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。
第 9 条 雜 則 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。	第 9 条 雜 則 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
第 10 条 附 則 本規約は、令和 2年 8月27日から施行する。 一部改定 令和 3年 1月12日 一部改定 令和 5年 3月29日 一部改定 令和 6年10月31日	第 10 条 附 則 本規約は、令和 2年 8月27日から施行する。 一部改定 令和 3年 1月12日 一部改定 令和 5年 3月29日 一部改定 令和 6年10月31日 一部改定 令和 7年10月 8日

佐波川流域治水協議会 規約(旧)	佐波川流域治水協議会 規約(新)
別表1 (委員)	別表1 (委員)
<p>山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長</p>	<p>山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長</p>
別表2 (幹事)	別表2 (幹事)
<p>山口市都市整備部道路河川治水課長 山口市德地総合支所土木課長 山口市德地総合支所農林課長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長</p>	<p>山口市都市整備部河川治水課長 山口市都市整備部德地土木事務所長 山口市農林水産部德地農林振興事務所長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林整備課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長</p>
別表3 (オブザーバー)	別表3 (オブザーバー)
<p>山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局農林振興部洪水調節機能強化対策官 農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課事業計画管理官</p>	<p>山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局地方参事官 (各省調整)</p>

流域治水プロジェクトの進捗について

流域治水プロジェクトの進捗状況

佐波川流域における流域治水プロジェクト

- 令和6年3月に策定された流域治水プロジェクト2.0では、気候変動(2°C上昇)を考慮した場合においても現行の治水安全度を確保し、流域における浸水被害の軽減等を図るための取り組みを推進することとしている。

■被害対象を減少させるための対策

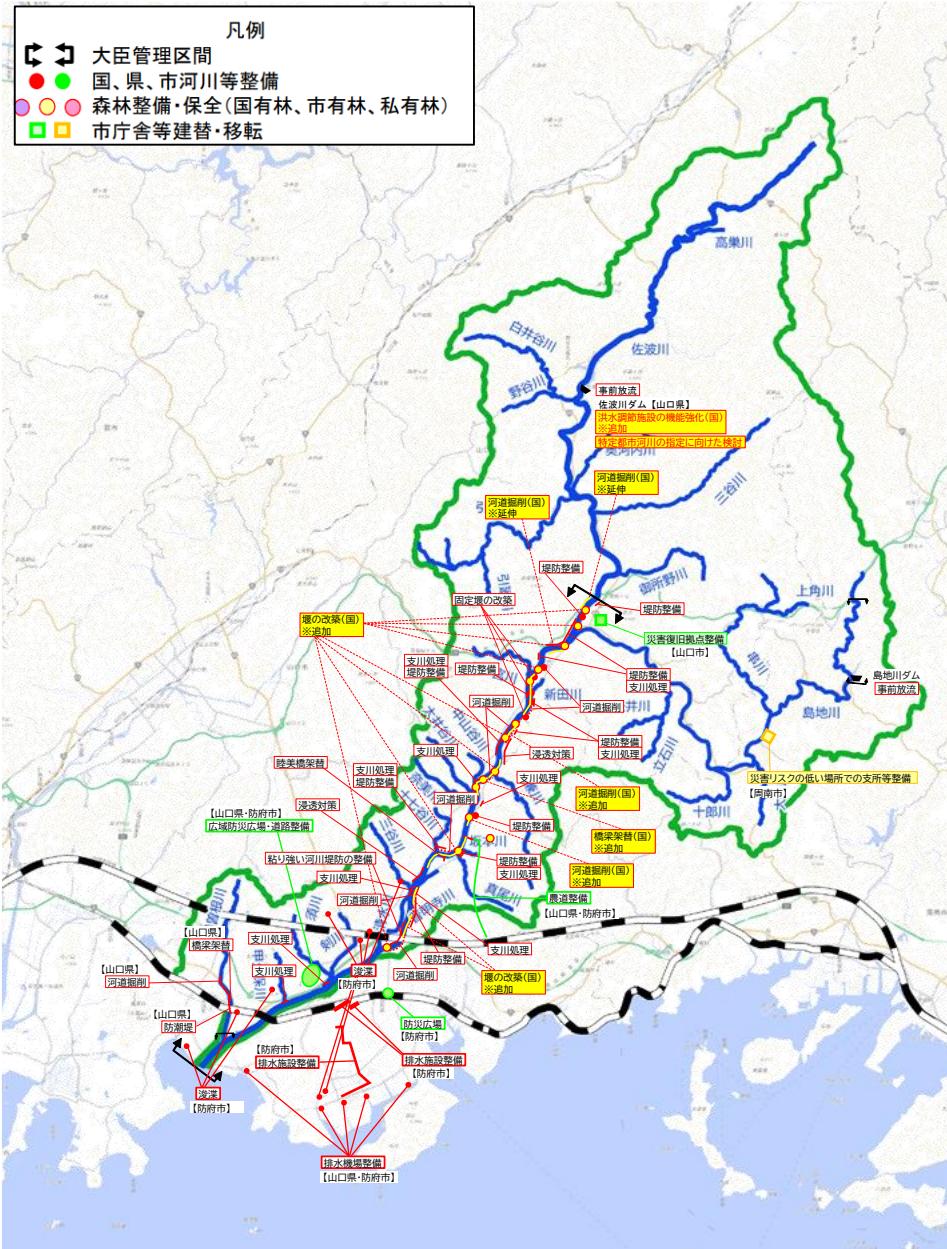
- ・立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域へ居住誘導
 - ・災害リスクの低い場所での支所等整備

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・**河道掘削**、堤防整備、粘り強い河川堤防の整備、支川処理、**橋梁架替**
固定堰の改築、防潮堤、**洪水調節施設の機能強化**等
 - ・砂防堰堤の整備
 - ・下水道等の排水施設の整備
 - ・準用河川及び普通河川の浚渫
 - ・農業水利施設の整備、水田貯留機能の向上
 - ・中関地区周辺の排水施設・排水機場の整備
 - ・雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進
 - ・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(国、山口県)
 - ・治山事業の推進及び森林の整備・保全(山口森林管理事務所、森林整備センター、山口市、周南市)

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備
 - ・災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替
 - ・土のう等の備蓄資材の配備
 - ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施
 - ・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施
 - ・インフラDXにおける新技術活用
 - ・マイタイムラインの作成支援
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の促進
 - ・避難行動要支援者への個別避難計画の作成促進
 - ・気象情報の充実、予報精度の向上
(気象台)



※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

※浸水リスクに晒される地域において、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図る対策も合わせて検討。

佐波川流域における流域治水プロジェクト

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2°C上昇下でも目標安全度維持) <具体的な取組> ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策 ・雨水管理総合計画等に基づくハード対策</p> <p>○あらゆる治水対策の総動員 <具体的な取組> ・農業水利施設の整備、水田貯留機能の向上 ・治山事業の推進及び森林の整備・保全 ・洪水調整施設の機能強化</p> <p>○溢れることも考慮した減災対策の推進 <具体的な取組> ・粘り強い河川堤防の整備</p> <p>○既存ストックの徹底活用 <具体的な取組> ・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築</p>	<p>○溢れることも考慮した減災対策の推進 <具体的な取組> ・立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域へ居住誘導 ・災害リスクの低い場所での支所等整備 (災害に強いまちづくり) ・気象情報の充実、予報精度の向上</p>	<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2°C上昇下でも目標安全度維持) <具体的な取組> ・防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備 ・災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替 ・土のう等の備蓄資材の配備</p> <p>○多面的機能を活用した治水対策の推進 <具体的な取組> ・ハザードマップの配布及び住民説明会の実施 ・情報伝達訓練の実施 ・避難確保計画の促進 ・個別避難計画の作成促進</p> <p>○インフラDX等の新技術の活用 <具体的な取組> ・洪水予測の高度化 ・河川管理施設の自動化・遠隔化(DX) ・三次元河川管内図の整備(DX) ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用(DX) ・マイタイムラインの作成支援</p>

※ 上記の他、特定都市河川の指定に向けた検討を実施し、上記対策を推進。

佐波川流域における流域治水プロジェクト

戦後最大洪水等に対応した
河川の整備（見込）



整備率：76%

（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用



1市

（令和6年度末）

流出抑制対策の実施



7施設

（令和5年度実施分）

山地の保水機能向上および
土砂・流木災害対策



治山対策等の
実施箇所

0箇所

砂防関係施設の
整備数

1施設

（令和6年度完成分）

※施工中 6施設

立地適正化計画における
防災指針の作成



0市

（令和6年7月末時点）

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 2河川

（令和6年9月末時点）

※一部、令和4年3月末時点

内水浸水想定区域 1団体

（令和6年9月末時点）

高齢者等避難の実効性の
確保



洪水 534施設

避難確保
計画 土砂 185施設

（令和6年9月末時点）

個別避難計画 3市

（令和5年1月1日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

■治山事業の推進及び森林の整備・保全 (周南市)



島地川ダム上流の森林 間伐作業状況



列状間伐実施後

伐採材搬出状況

- 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 生物多様性の保全、地球温暖化の防止への役割を果たし、懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林保全の確保に努める。

被害対象を減少させるための対策

■立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への 居住誘導(防府市)



防府市立地適正化計画 区域図

- 人口減少や少子高齢化といった社会情勢を鑑み、将来にわたり、居住するうえでの利便性や都市の活力を維持向上できるように、災害リスクが高い地域から低い地域への居住の誘導を図る。
- 市街化調整区域における開発許可要件等の見直しを行い、災害リスクが高い地域から低い地域への居住の誘導を図る。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

■災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替 (山口市)



山口市新徳地総合支所(R4.11.20落成)

・徳地総合支所、徳地地域交流センター、徳地保健センター、徳地診療所、消防車庫、徳地文化ホールを一体化した地域拠点の中核施設であり、被害の軽減、早期復旧・復興のための災害復旧拠点となる徳地地域の重要な施設である。



屋上に設置された発電機 総合支所と一体化した診療所

- ・総合防災情報システム及び防災ポータル運用開始
 - ・被害等にかかる庁内での情報共有や対応依頼などの一元的な管理が可能となる総合防災情報システムの運用を開始し、迅速かつ効率的な災害対応を実践できた。
 - ・あわせて、避難情報や避難所の情報など、市の防災情報を集約した防災ポータルを開設し、市民に対して情報提供を行った。

山口市防災ポータル

※サンプルデータ

- 佐波川の水害リスクへの理解を深めることを目的に、地域住民と合同（山口市、中国地方整備局）で危険箇所を確認し、佐波川の概要や洪水情報の取得方法、逃げキッド（マイタイムライン検討ツール）等について情報提供を行った。



住民との共同点検の様子（R7年8月31日）

- ・徳地総合支所、徳地地域交流センター、徳地保健センター、徳地診療所、消防機庫、徳地文化ホールを一体化した地域拠点の中核施設であり、被害の軽減、早期復旧・復興のための災害拠点施設となる徳地地域の重要な拠点施設として供用を開始した。



供用開始: 令和4年11月14日(月)
建物構造: 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積: 2,746.96平方メートル
概要: 徳地総合支所、徳地地域交流
徳地診療所、消防車庫を合築した複



屋上に設置された発電機



総合支所と一体化した診療所

複合型拠点施設の主な特徴

- ・浸水対策として1階床レベルを1.0メートル高く設定。
 - ・敷地内に防災倉庫を整備
 - ・2階を避難所として利用可能。
 - ・災害対策本部や災害対応部署の執務室を2階に配置。
 - ・避難時に利用できるシャワー室、洗濯室を整備。

- ・華城地区、中関地区周辺において幹線水路の整備、排水機場の設計を実施。
- ・防府市管理の準用河川および普通河川の浚渫を実施。
- ・工事が完成することで、浸水被害を軽減する。



・防災シンポジウム等の開催及び
出前講座による講習会の実施

- 命に直結する災害である土砂災害について、土砂災害警戒区域に居住する住民を対象に市から声掛けをするプッシュ型の防災講座を実施。また、上記区域内の世帯を対象に緊急告知防災ラジオの無償貸与を行った。
- 情報の入手方法や命を守る行動、災害時に開設する避難場所などの必要な情報を絞り込んだ防災必携を作成し、全戸配布を行った。



・防災拠点や医療拠点を繋ぐネットワークの整備



令和6年度より広域防災広場の造成に着手

・教育機関と連携した防災学習の実施

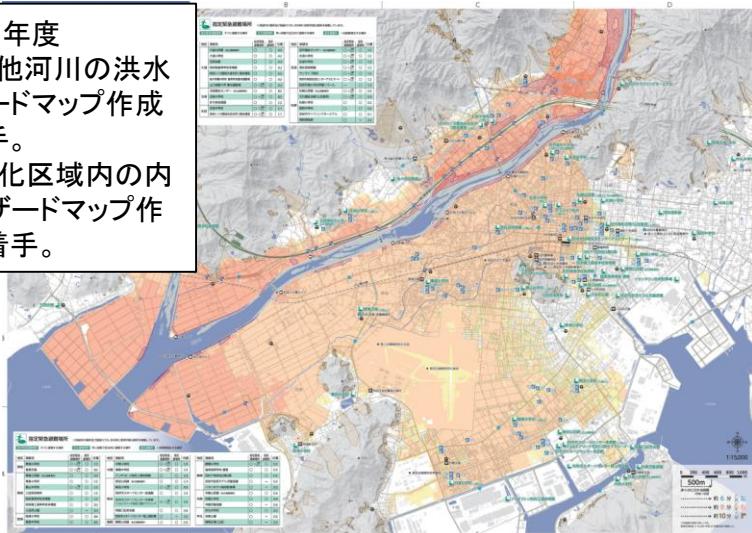
子どもたちに地震や地域に則した災害に対する知識や、危険から自らの命を守るための力を身に付ける防災教育を通じて、将来の地域防災の担い手を育成することを目的に、子ども防災士養成講座を実施。



・ハザードマップ作成

令和7年度

- ・その他河川の洪水ハザードマップ作成に着手。
- ・市街化区域内の内水ハザードマップ作成に着手。



- 令和6年度においては、防災アドバイザーや市職員による出前トークにおいて、周南市防災ガイドブック「しゅうなん防災」を活用し、防災意識の啓発を図った。

災害別避難の仕方

地震・津波版		マイ・タイムラインとは?	マイ・タイムラインとは? (防災行動計画)であり、台風や地震、津波等の災害時に、自分自身がどの標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動
平常時		私(家族)の行動	
時系列	気象情報・避難情報	私(家族)の行動	
地震発生			<ul style="list-style-type: none"> □ 留めの備蓄 (日0~1歳層分) □ 非常持出品の準備 (P18~19参照) □ 家庭の避難や防災行動対策 □ 自宅の避難行動計画についての標準的実施 □ ハザードマップの確認 (地震・津波ハザードマップ) □ 白老町津波警報発信区域内 (渓水堤: m) □ 本波洪水警報発信区域 □ 家庭内で避難の適切な方法や避難地、避難経路等を話し合う避難会 □ しゅうなん防災・インターネット・テレビ等で災害についての情報収集 □ 災害時の携帯電話利用についての確認・準備 (P22~23参照) □ 家族と連絡が取れない場合の連絡手段を確認 災害用SNSガイド (P17)・SNS □ 地域の防災訓練などに参加 □ □
地盤震度 ~5分	緊急地震速報 各管轄 市津波警報 市からの避難情報 (避難指示書)		<ul style="list-style-type: none"> □ 大きな揺れに備え、「身を守り、頭を守り、動かない」(Drop.Cover.Hold on) □ 大きな揺れの下などで避難 □ 家庭の避難や防災行動計画 □ 自分が吸いついて落ち込んでいる行動 □ あわてて飛び出さない □ 遠外の場合はフランク等などの動作や落とすなどの注意 □ 着者として周囲の状況を確認 □ ポルの使用 □ 家庭の安全を確認 □ ロラスなどの滑りに注意 □ ドアなどを開けて逃げ遅れを避ける □ 本波の流れがあるか情報を確認 □
~30分			<ul style="list-style-type: none"> □ 避難情報・避難情報を確認し、避難の必要があるかを判断 □ 非常持出品を確認 □ 家庭に非常 □ あらかじめ決めた避難場所に避難する □ 避難するときは、ゴレーカーを立てる、ガスの火元を閉める □ 避難の際は、ブロック等などの倒れそうなものにはおづかない □
~6時間	津波による避難警報 (地震発生から約45分) 高津波水位警報 (地震発生から約2時間) 避難警報・津波警報 (第1)		<ul style="list-style-type: none"> □ 津波情報や避難指標等が解説されるまででは高津に近づかない □ 自宅の避難が安全であれば、自宅に居る □ □
~3日間			<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭等の安否確認 □ 自宅で生活ができない場合は避難所等で生活 □ 避難所ではお互いに協力し、ルールを守る □

マイタイムラインのページ

災害別避難の仕方

大雨・台風版		私の行動
時系列	警戒レベル	気象情報・避難情報
平常時	平穏時	<p>のための一助とするものです。その検討過程では、市が作成・公表したハザードマップを用いて、自らの様なリスクを判り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを白 ragazzi、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。</p>
1~3日前	大雨・台風の 警戒から警報	<p>□ 気象の備蓄 (日0~1歳層分) □ 非常持出品の準備 (P18~19参照)</p> <p>□ ハザードマップの自分の状況を確認 (土砂災害・洪水・高潮)</p> <p>土砂災害警報発信区域内 / 警戒区域内 / 区域外 洪水警報発信区域内 / m) / 区域外 高潮警報発信区域内 / m) / 区域外</p> <p>□ 本波洪水警報発信区域</p> <p>□ 地域で災害時の避難方法や避難先、避難経路等を話し合う避難会</p> <p>□ しゅうなん防災・インターネット・テレビ等で災害についての情報収集</p> <p>災害時の情報収集方法について確認・準備 (P22~23参照)</p> <p>□ 家族と連絡が取れない場合の連絡手段を確認</p> <p>災害用SNSガイド (P17)・SNS</p> <p>□ 地域の防災訓練などに参加</p> <p>□</p>
大雨・台風の 警報	レベル1 大雨注意警報	<p>□ テレビやインターネット、携帯電話で天気予報をこまめに確認</p> <p>□ 通報所や防災等を確認 □ 井戸端会議を確認</p> <p>□ 家族の今後の予定を確認 □ 台風情報 (東で済みのものもしある)</p> <p>□</p>
大雨・台風の 警報	レベル2 洪水注意警報 高潮注意警報 氾濫注意警報	<p>□ 避難の準備 (避難場所・被災心配箇所、本波警戒の準備) □ 携帯電話を万能で開通させて確認</p> <p>□ テレビやインターネット、携帯電話で天気予報をこまめに確認</p> <p>□ おうちの情報 (避難所の情報・防災情報) を確認</p> <p>□ おうちの情報 (避難所の情報・防災情報) を確認</p> <p>□ 避難情報等を確認する前でも、必要があれば自ら避難</p> <p>□ 高潮等避難が実行されたら避難</p> <p>□</p>
大雨・台風の 警報	レベル3 大雨警報・洪水警報 高潮警報 高潮注意警報 氾濫警報	<p>□ テレビやインターネット、携帯電話で気象情報をこまめに確認</p> <p>□ 本波からの情報 (避難所の隣接情報・避難情報) を確認</p> <p>□ おうちの情報 (避難所の情報・防災情報) を確認</p> <p>□ おうちの準備 (避難場所・被災心配箇所、本波警戒の準備)</p> <p>□ 避難情報等を確認する前でも、必要があれば自ら避難</p> <p>□ 高潮等避難が実行されたら避難</p> <p>□</p>
大雨・台風の 警報	レベル4 土砂災害警報 高津波水位警報 高潮警報	<p>□ テレビやインターネット、携帯電話で気象情報をこまめに確認</p> <p>□ 本波からの情報 (避難所の隣接情報・避難情報) を確認</p> <p>□ おうちの情報 (避難所の情報・防災情報) を確認</p> <p>□ おうちの準備 (避難場所・被災心配箇所、本波警戒の準備)</p> <p>□ 避難情報等を確認する前でも、必要があれば自ら避難</p> <p>□ 高潮等避難が実行されたら避難</p> <p>□</p>
大雨・台風の 警報	レベル5 避難警報	<p>□ テレビやインターネット、携帯電話で気象情報をこまめに確認</p> <p>□ 本波からの情報 (避難所の隣接情報・避難情報) を確認</p> <p>□ おうちの情報 (避難所の情報・防災情報) を確認</p> <p>□ おうちの準備 (避難場所・被災心配箇所、本波警戒の準備)</p> <p>□ 避難情報等を確認する前でも、必要があれば自ら避難</p> <p>□ 高潮等避難が実行されたら避難</p> <p>□</p>



しゅうなん防災

- ・横曾根川において、高潮堤防の整備等を実施中
- ・工事が完成することで、高潮や洪水による浸水被害を軽減する。

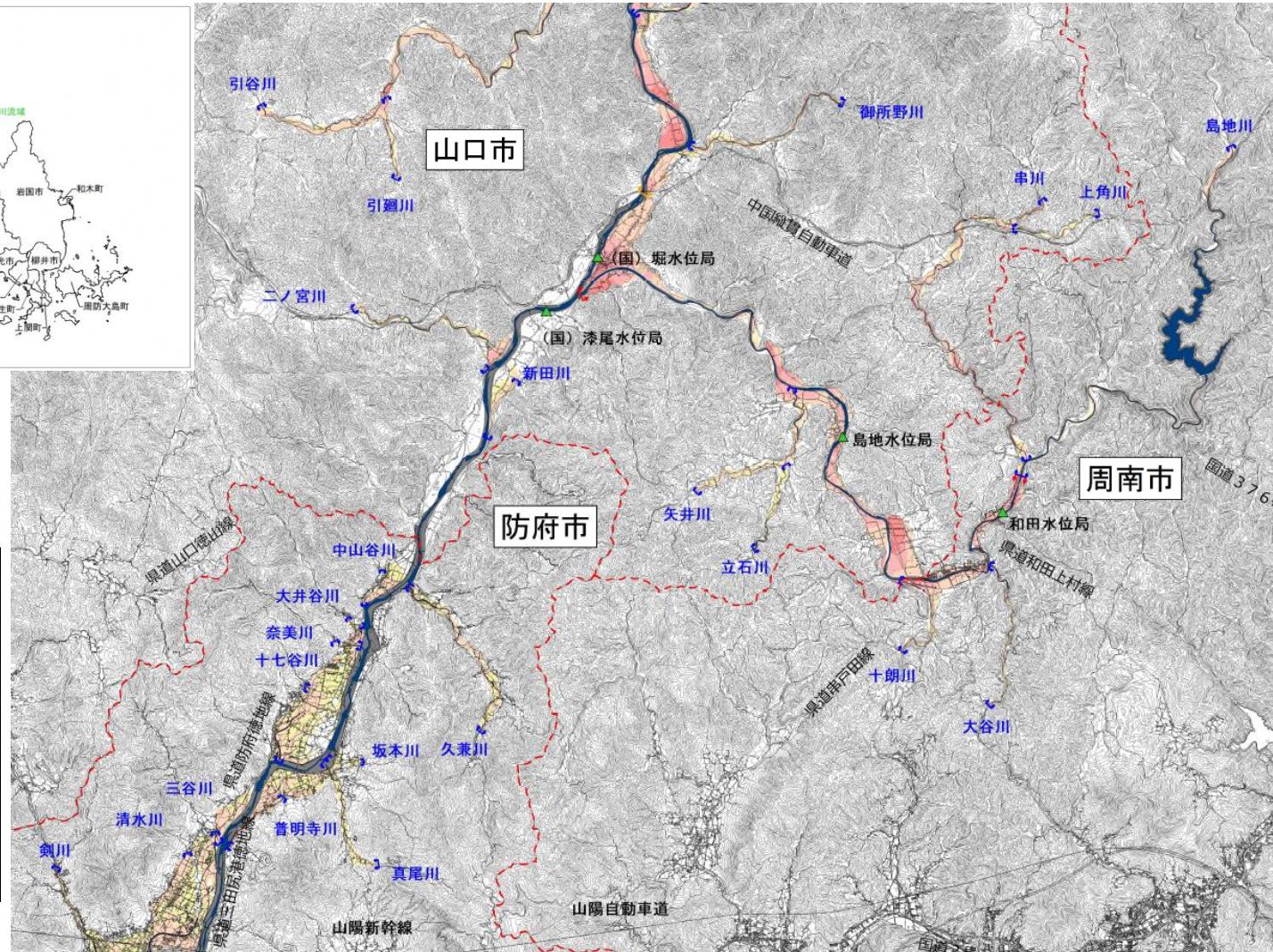


洪水浸水想定区域の指定

山口県

- 令和3年の水防法改正により、水害リスク情報の空白域を解消するため新たに指定対象となった佐波川水系32河川について、令和7年6月に「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、「洪水浸水想定区域図」を公表

位置図



- ・佐波川流域の上流部において森林の保水力の維持・向上のため、森林整備(除伐・除伐Ⅱ類、間伐、保護伐)を実施している。
- ・治山ダムを設置することで、洪水や土石流、流木の流出を抑制する取組を行っている。



間伐作業 実行箇所



除伐Ⅱ類作業 実行箇所



保護伐 実行箇所



倒木作業 搬出状況



治山ダム 完成状況

令和6年度の取組状況

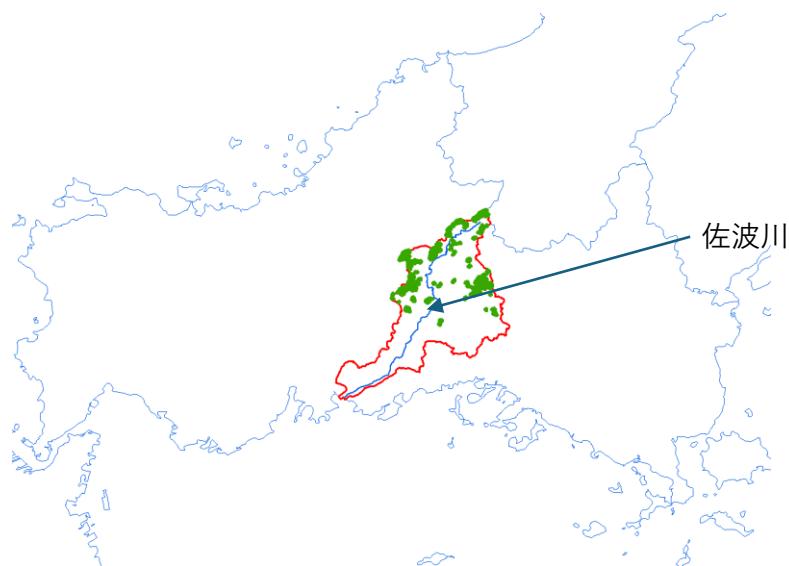
保護伐	4.56HA
除伐	11.24HA

令和7年度の取組予定

保護伐	4.79HA
除伐	9.98HA

- ・ 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壤等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進。
- ・ 佐波川流域における水源林造成事業地は、約70箇所(森林面積 約2,500ha)であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施。

佐波川流域における水源林造成事業地



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



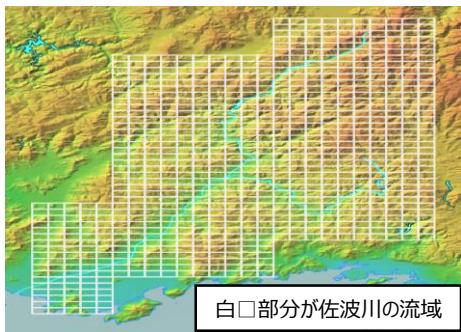
間伐実施前



間伐実施後

- 流域平均雨量を用いた気象解説を行い、佐波川水害タイムラインに雨量予測を組み込むなど、流域治水協議会のニーズに沿った利用方法を今後検討する。

「流域平均雨量」とは



佐波川の流域に降った（これから降る）雨を、流域内で平均したもの

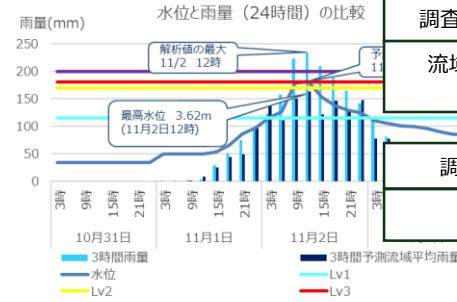


洪水（出水状況等）に直結



実況や予測をお伝えすることにより、流域治水に貢献できる可能性

「流域平均雨量」に関するこれまでの調査 (山口河川国道事務所・下関地方気象台)



調査内容

流域平均雨量と基準観測所ごとの水位との関係性など
→流域治水における有用性

調査結果

河川水位と相関あり



流域治水に有用であり、各協議会で紹介できる結果と判断

「流域平均雨量」を用いた気象解説による流域治水への貢献イメージ

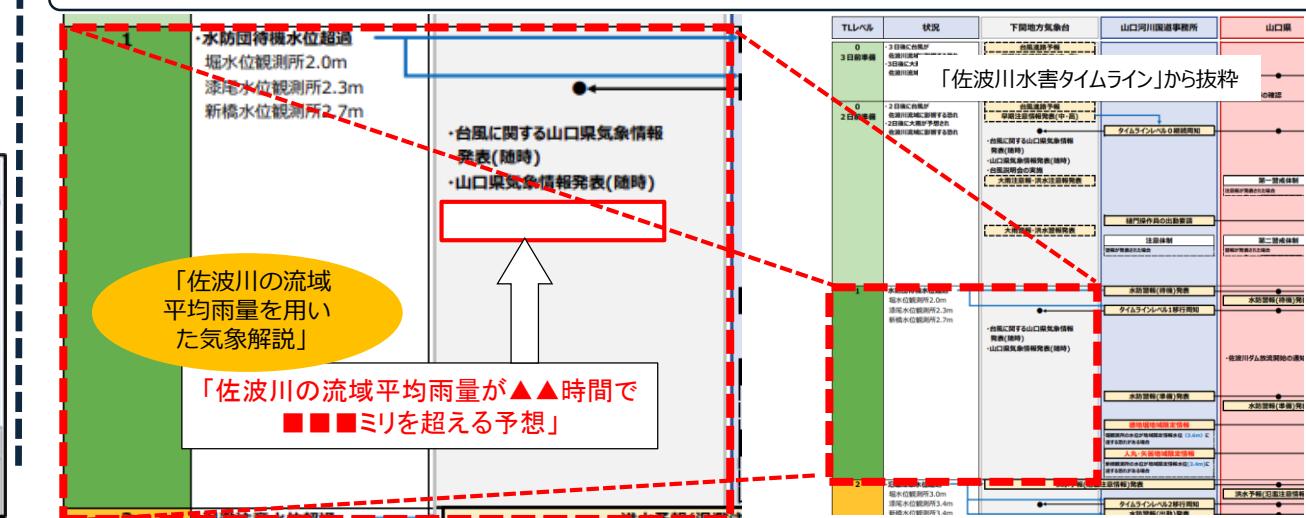
電話やメールによる解説



台風により佐波川の流域平均雨量が▲▲ミリを超える予想です

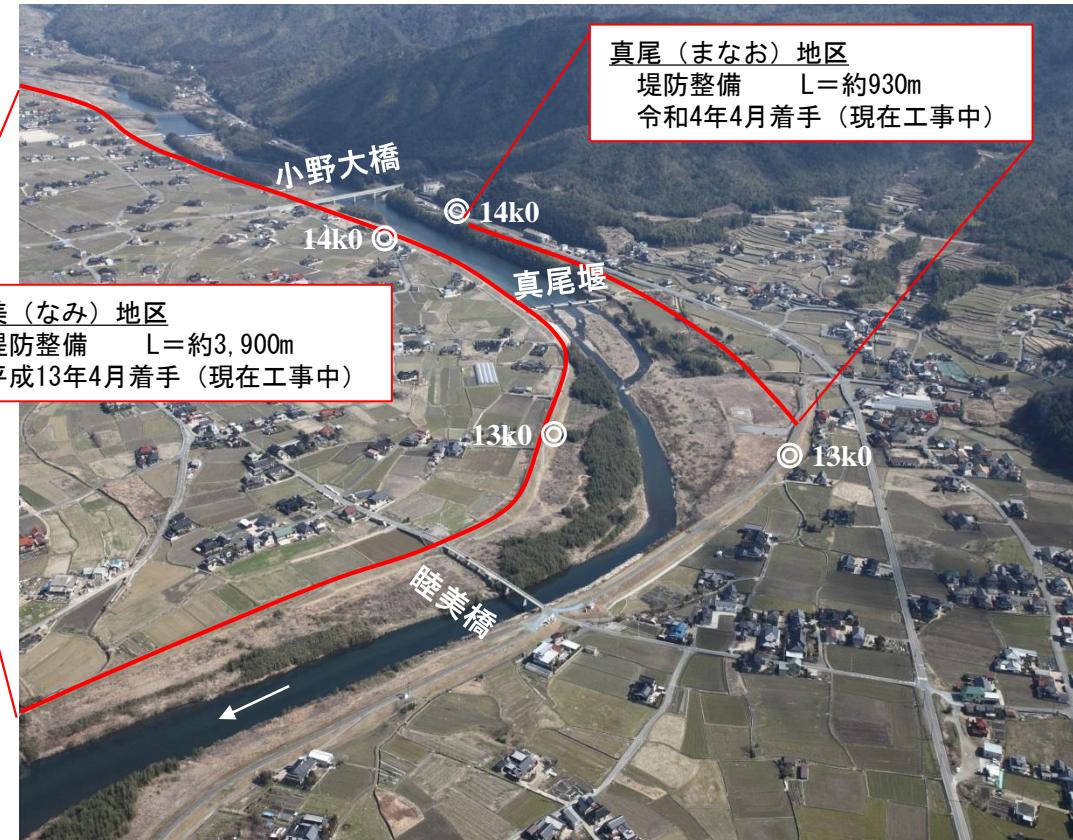


佐波川水害タイムラインへの組み込み



- 佐波川(奈美地区、真尾地区)において堤防整備を実施している。
- 工事が完成することで、奈美地区、真尾地区において浸水被害を軽減する。

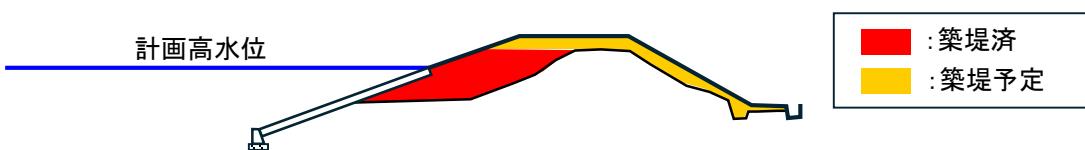
【河川整備の概要】



【現在の整備状況(R7.9撮影)】



【奈美地区の堤防断面(12.4k付近)】



工事進捗状況 (R7. 3時点)

【奈美地区】

工事完成 : 3,300m/3,900m 【84.6%】

【真尾地区】

工事完成 : 690m/930m 【74.1%】

- 山口河川国道事務所では、流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の一環として、防災力向上を目的とした防災ワークショップを開催した。地域の水災害リスクについて学んで頂き、自らの防災行動について考えた。

教師・児童等を対象とした防災ワークショップの開催

・山口市徳地地域の小中学校教職員・学校運営協議委員および防府市立新田小学校の5年生の児童を対象として、防災ワークショップを開催し、マイ・タイムラインの作成支援を行った。



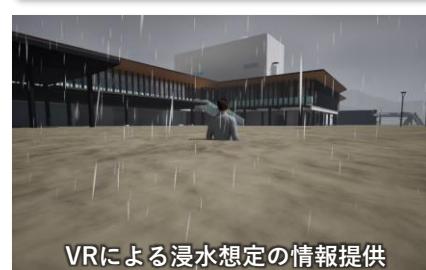
令和7年8月21日山口市徳地地域での防災ワークショップの様子

・マイ・タイムライン作成の事前知識として、地域の水災害リスク、防災情報・防災行動について学んだ。



令和7年9月1日防府市立新田小学校での防災ワークショップの様子

・地域の水災害リスクについては、ハザードマップに加え、VRを活用することで、時々刻々と拡大する浸水想定を分かりやすく情報提供した。



VRによる浸水想定の情報提供

マイ・タイムラインの作成例

児童からは、「今日、聞いた話を家族に伝えたいです」「完成したマイ・タイムラインを家族に見せたいです」「もしもに備えて、ペットのことも家族で話し合っておくことが大切だと思いました」等 感想が寄せられた。

特定都市河川の指定時期等について

佐波川 特定都市河川の指定について

- 近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めている。
- 第8回佐波川流域治水協議会では、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、各委員より承認をいただいた。

【第8回佐波川流域治水協議会 開催日時】

日時	令和2年4月1日(火) 9:30~10:30
場所	防府市役所本館3階 防府市文化センター

【委員】

山口市	市長
防府市	市長
周南市	市長
山口県	土木建築部長
林野庁近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	山口水源林整備事務所長
気象庁福岡管区気象台	下関地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長

【オブザーバー】

山口県	農林水産部農村整備課計画調整班長
山口県	農林水産部森林整備課 主幹
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部洪水調節機能強化対策官
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部設計課事業計画管理官



指定河川・流域

指定河川: 佐波川、島地川他 計22河川
指定流域: 山口市、防府市、周南市の各一部地域



- 指定範囲案(集水域) 【今回指定予定】
- 指定範囲案(氾濫想定区域)注1【追加指定予定】
- 佐波川流域
- 河川
- 行政界



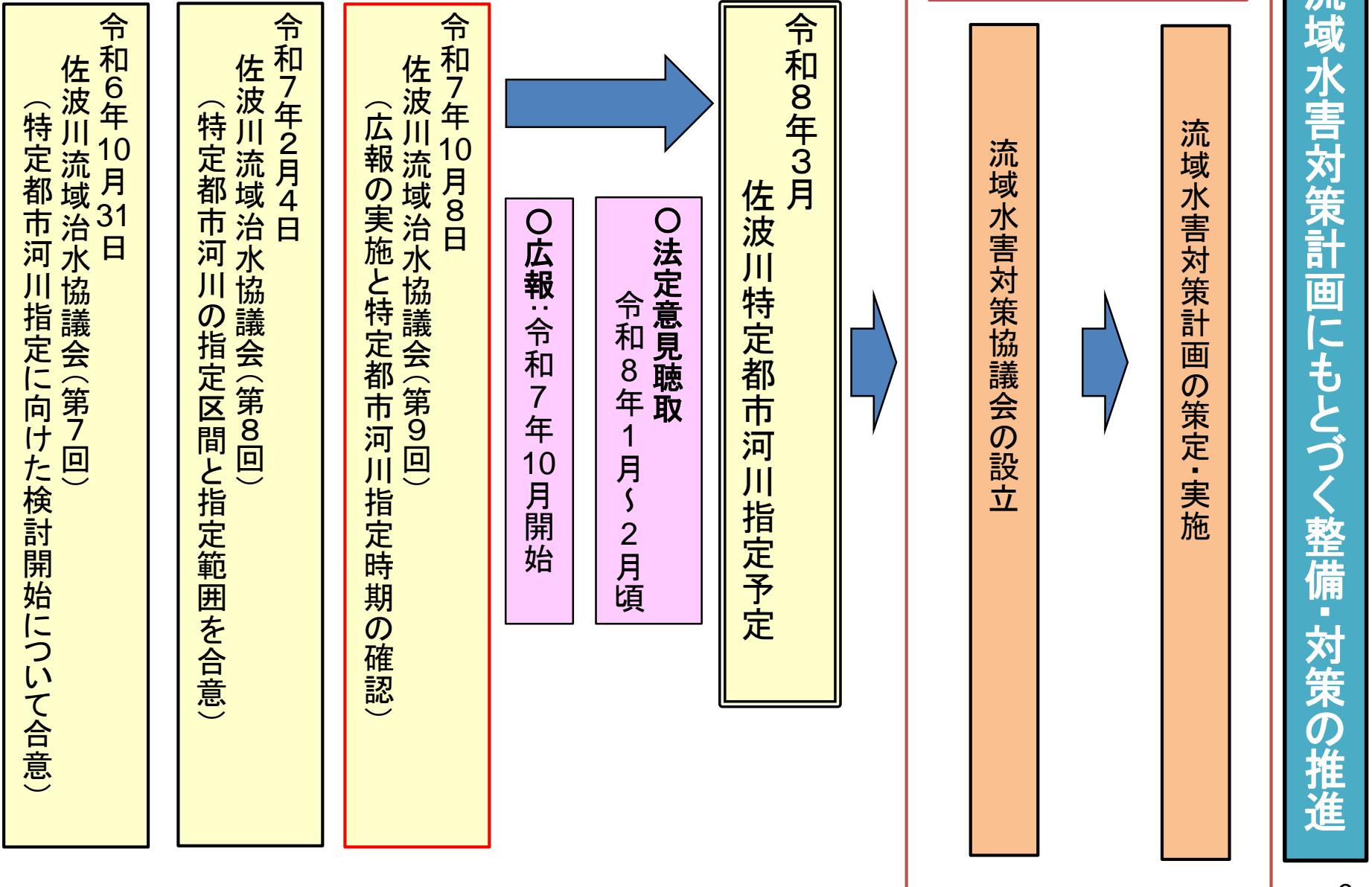
指定範囲の考え方

昭和47年7月洪水流量に対する安全性が確保されておらず、近年浸水被害が発生している鈴屋堰から上流の範囲を指定予定



- 注1. 本資料の氾濫想定区域は想定最大規模の降雨により今回指定予定の特定都市河川からの氾濫による浸水想定区域を示したものである。
今後、流域水害対策計画の策定に合わせて範囲の精査を行った結果、変わることがあります。

特定都市河川指定に向けたスケジュール



広報の実施について

■特定都市河川指定と同時に一定の雨水浸透阻害行為に対して山口県知事の許可が必要になり、雨水の流出抑制対策が義務化される等、新たに流域内住民等に関わる事項も多い。
→各機関において窓口等でチラシの配布、ポスター掲示、HPやSNSを活用、住民説明会等の広報を行うことで流域治水を進める法的枠組みの趣旨についての周知に努める。

佐波川流域では水害に強いまちづくりを目指して「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」を令和8年3月を目標に指定するための手続きを進めています。

なぜ佐波川流域を指定するの?
近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、佐波川流域でも、平成21年7月の洪水(平成21年7月中国・九州北部豪雨)により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予想されることから、佐波川流域では、流域の関係者が連携・協働して水災害を軽減する「流域治水」を取り組んでいます。水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するため、「特定都市河川」への指定手続きを進めています。

特定都市河川に指定されるとどうなるの?
堤防の整備や河道削削等の河川改修工事を加速とともに、流域全体での雨水貯留・浸透機能の向上や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを含めた浸水被害対策を推進します。特定都市河川に指定される同時に、流域内において1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地から流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際には、山口県知事の許可が必要となり、雨水流出を抑制するための対策工事が義務付けられます。

「流域治水」とは?
気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行なう考え方です。

佐波川水系特定都市河川流域図



佐波川水系特定都市河川流域図は、山口県を主な対象としたもので、流域内の主要な河川網と特定都市河川の指定範囲を示す。左側の図は概要図で、右側の図は詳細な流域図である。両図ともに、流域内の市町村名、河川名、ダム位置、橋梁位置などを示す。また、図例で「指定を行なう河川」「指定を行なう土地」「指定を行なわない河川」「指定を行なわない土地」の区別が示されている。

特定都市河川流域で1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う際には

雨水流出抑制のための許可及び対策工事が義務化されます。

- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際には、山口県知事の許可が必要になります。
- 許可にあたっては、技術基準に沿った雨水の流出抑制対策が義務付けられます。
- 許可を受ける前に雨水浸透阻害行為を行なった場合は罰則があります。

許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例(面積が1,000m²以上の場合)

- 1 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
耕地 → 宅地
- 2 土地の舗装
耕地 → 駐車場
- 3 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置
林 → 運動場
- 4 ローラー等により土地を締め固める行為
原野 → 資材置場

雨水貯留浸透施設の例



雨水貯留浸透施設の例として、4種類が示されている。

- 透過ます：透水性舗装の上に貯留槽があり、雨水が貯留槽に貯められる仕組み。
- 透析トレンチ：地表下に設けられたトレンチ内に透水性舗装があり、雨水がトレンチに貯留される。
- 透水性舗装：舗装下に透水性舗装があり、雨水が舗装下の貯留槽に貯められる。

「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関するより詳細な情報はコチラから
<https://www.mlit.go.jp/ver/karen/tokuteitoshikaren/index.html>

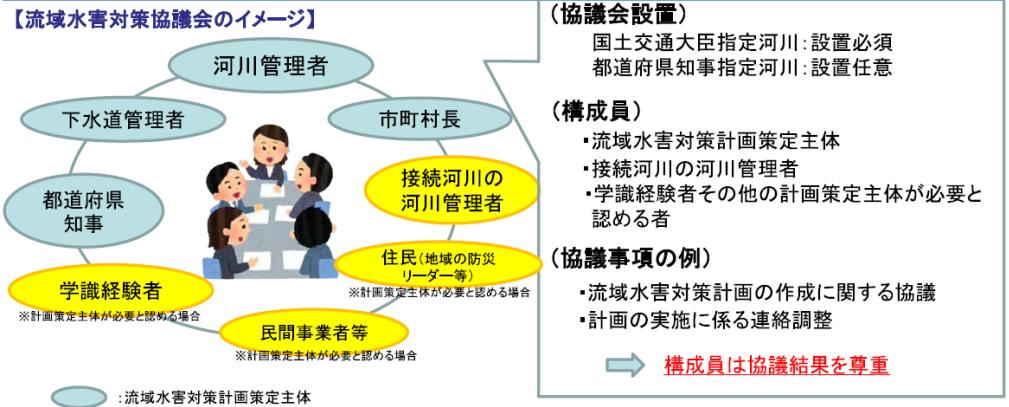
QRコード

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課 / TEL:0835-22-1890
山口県 土木建築部 河川課 / TEL:083-933-3770
防府市 河川港湾課 / TEL:0835-25-2420
山口市 河川治水課 / TEL:083-934-2837
周南市 河川港湾課 / TEL:0834-22-8561

流域水害対策協議会の体制について(前回資料の再掲)

- 流域水害対策計画の作成・変更の実施に係る調整を行うため、関係する河川管理者、都道府県及び市町村の長、下水道管理者等で構成される流域水害対策協議会を創設する。



流域水害対策協議会(法第6条及び第7条)

(3)協議会の構成員(抜粋)

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

流域水害対策協議会 構成員(素案)

機関	備考
中国地方整備局	計画策定主体
山口県	計画策定主体
山口市	計画策定主体
防府市	計画策定主体
周南市	計画策定主体
中国四国農政局	
近畿中国森林管理局	
森林研究・整備機構 森林整備センター	
福岡管区気象台	
中国財務局	
土地改良事業者	
地域の防災リーダー	
学識経験者	都市計画・都市防災
学識経験者	河川・下水

流域水害対策計画に定める事項(法第4条第2項)

解説)

流域水害対策計画に定める事項は、法第4条第2項各号に規定しており、以下のとおりである。

流域水害対策計画

計画期間

浸水被害対策の基本方針

計画対象降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)

都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)

河川管理者主体

- ・特定都市河川の整備
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者主体

- ・特定都市下水道の整備
- ・特定都市下水道のポンプ施設の操作

河川・下水道管理者以外の者主体

- ・雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- ・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- ・都市浸水想定の区域における土地の利用
- ・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- ・浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
- ・その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川等の整備、森林整備、治山・砂防施設の整備)

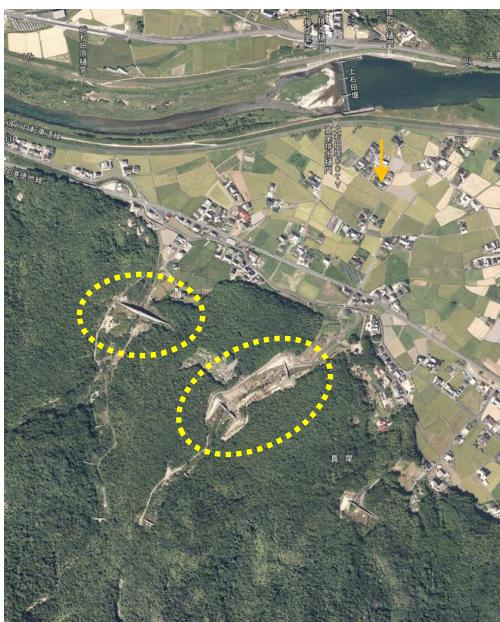
- 効果的な河川等の整備を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。
- 既存ダムを洪水調節に最大限活用するため、事前放流等により容量を確保するなどの取組を進める。
- 森林整備、治山・砂防施設の整備により、雨水や土砂の流出を抑制する。



山口市庄方地区、堀地区



防府市奈美地区、和字地区、真尾地区



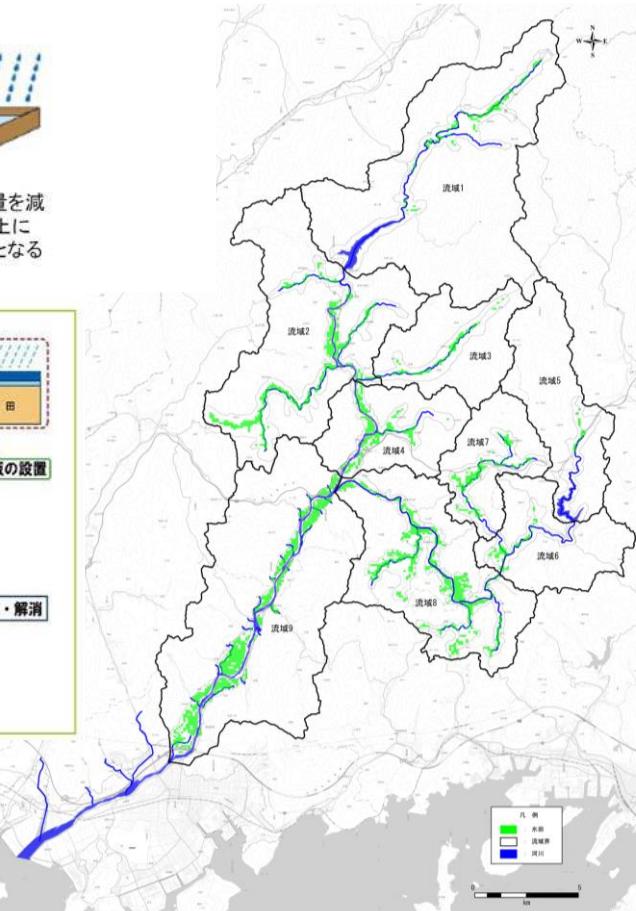
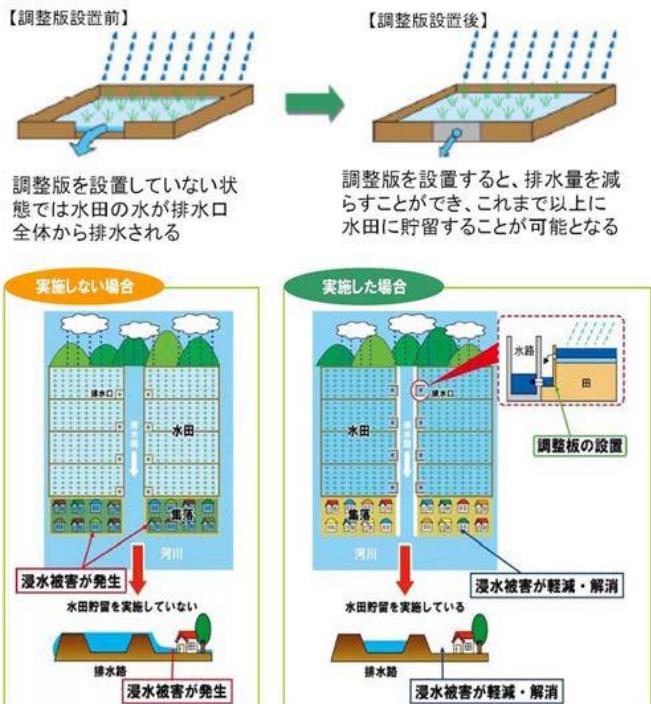
砂防堰堤の整備



森林整備実施イメージ
列状間伐実施後
伐採材搬出状況

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(雨水貯留浸透施設の整備・水田貯留)

- 公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進するとともに、民間事業者等が開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用しながら整備の促進を図る。
- 特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を目指す。
- 既に都市公園として活用されている等、流域内の国有地の流域対策としての活用を検討する。
- 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。



貯留施設整備イメージ
(江の川での事例)

②被害対象を減少させるための対策(貯留機能保全区域・浸水被害防止区域)

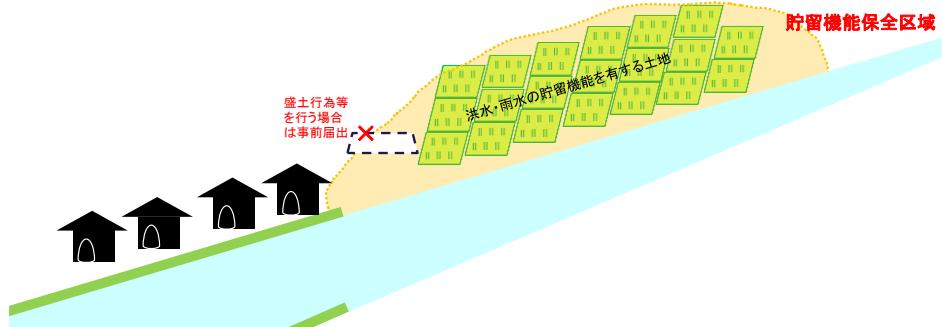
- 貯留機能保全区域は、都市浸水想定の区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。
- 浸水被害防止区域は、都市浸水想定の区域及び浸水リスク(浸水深等)、整備後の状況、リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏、土地利用形態等を考慮した上で、住民等の意向を十分踏まえて指定するものとする。

貯留機能保全区域の指定

(土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域)



【貯留機能保全区域のイメージ】



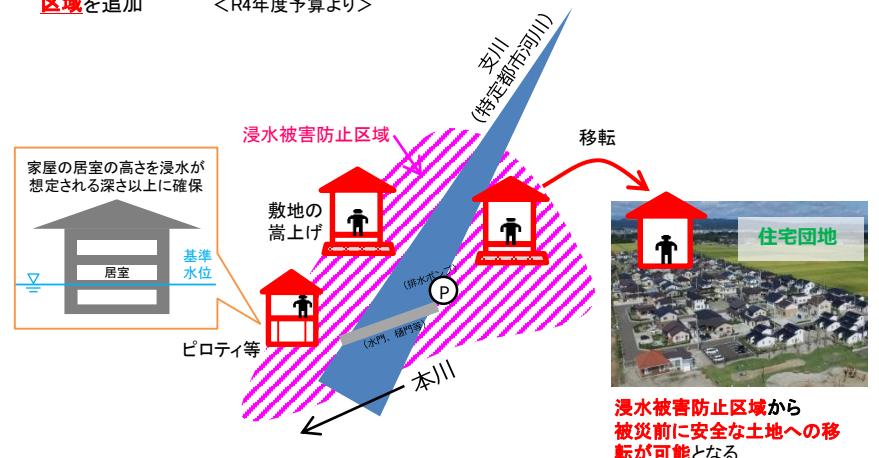
浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - ・住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
 - ・住宅・要配慮者施設の建築行為について、・居室の床面の高さが基準水位以上・洪水等に対して安全な構造とする

- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援
(災害危険区域等建築物防災改修等事業)
- 灾害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加
<R4年度予算より>

被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 灾害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**
(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 灾害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加 <R4年度予算より>



リスクコミュニケーションの充実等

- 計画を上回る降雨が発生し得ることも念頭に、被害の拡大を防止するための取組を関係者が連携して行う。
- Webツールを活用し、複数の関係首長間の情報共有を図り、早期に出水時の適切な体制を構築する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。
- 住民一人ひとりが洪水ハザードマップ等を活用し、地域の水害リスクの認識や避難に必要な情報・判断・行動を把握するためのマイ・タイムラインの作成を促進する。

●ホットラインによる河川情報提供の充実
(WEBによる情報共有)

●要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援



●住民参加型の取り組みを促進

マイ・タイムラインの作成状況



ワークショップ形式

小中学校の防災教育

※写真はイメージ

資料5

その他

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■これまでの減災対策協議会・流域治水協議会について

減災対策協議会では、『「水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有を図ってきました。

一方、流域治水協議会は、令和2年8月に設立され、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行ってきました。

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組方針に対するフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、両協議会で連携を図る取組等もあることから、今後は、両協議会の取組事例の共有やフォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催することで両協議会の資料作成等の効率化を図ります。

これにより、各協議会は以下の進め方により、実施していくものとします。

- ①各協議会を同日に合同開催
- ②共通様式による合同フォローアップ調査の実施

各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、今後「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行うことを予定しています。

- ③事務局体制
- 各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催イメージ

これまで



不定期 流域治水協議会

出水期前 減災対策協議会

不定期 流域治水協議会幹事会

年度末 減災対策協議会幹事会

今後

出水期前 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催

出水期前

減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催

年度末

減災対策協議会幹事会、流域治水協議会幹事会 合同開催

幹事会、協議会を原則、合同で開催を行う。(ただし、個別で協議事項がある場合等除く)

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し(案)

■減災対策協議会、流域治水協議会 取組資料について

流域治水協議会

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に進める。

これまで減災対策協議会において進めてきた取組等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

<流域治水プロジェクトの取組項目>

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・洪水氾濫対策
- ・流水の貯留機能拡大
- ・土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ・防災指針の作成
- ・まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報の充実
- ・避難体制等の強化
- ・早期復興を支援する事前の準備 等

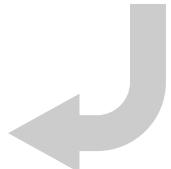
減災対策協議会

『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有。

<減災対策協議会の取組項目>

- ①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動
- ③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。



○激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取り組みを計画的に推進することを目的とした2つの協議会の概要を開催している。

減災対策協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** ハード対策、ソフト対策を一体的に推進し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- ✓ **位置付け:** 水防法第15条の9(大規模氾濫減災協議会)
- ✓ **対象とする構成員:** 国管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

●協議会の設立経緯

- ✓ **平成27年9月関東・東北豪雨…** 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生
- ✓ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- ✓ 概ね5年間の具体的な取組を定めた「減災に係る取組方針」を策定

●取組の目標

- ① 迫り来る危機を認識した
的確な避難行動のための取組
- ② 地域別の氾濫特性に応じた
効果的な水防活動
- ③ 長期化する浸水を一日も早く
解消するための排水対策

流域治水協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** 気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、河川対策の促進に加えて、氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策+グリーンインフラの取組を推進
- ✓ **位置付け:** 社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立(法的位置付けは無い)
- ✓ **対象とする構成員:** 流域全体(河川管理者(国・県)、市町村、企業、住民)

●協議会の設立経緯

- ✓ **近年、豪雨災害が激甚化・頻発化…** 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月熊本豪雨など
- ✓ **気候変動の影響**による更なる水災害への対応として協議会を設置
- ✓ 具体的な取組やロードマップを「流域治水プロジェクト」として策定

●取組の目標

洪水氾濫を
できるだけ
防ぐ・減らす
ハード対策

被害対象を
減少させる
ための対策

被害の軽減、
早期復旧復興
のための策

グリーン
インフラの
取組

■各協議会の構成機関(減災協:6機関、流域治水:9機関) ※オブザーバー含む

No.	構成機関	減災対策	流域治水
1	山口市	○	○
2	防府市	○	○
3	周南市	○	○
4	山口県	○	○
5	山口森林管理事務所	-	○
6	山口水源林整備事務所	-	○
7	下関地方気象台	○	○
8	山口河川国道事務所	○	○
9	中国四国農政局	-	○